

契 約 書 (案)

(件名) 令和 07・08 年度一般定期健康診断等業務【単価契約】

独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構

- 1 契約件名 令和 07・08 年度一般定期健康診断等業務【単価契約】
- 2 業務仕様等 仕様書のとおり
- 3 業務場所 仕様書のとおり
- 4 契約期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- 5 契約金額 以下単価内訳書のとおり（消費税及び地方税は別途）

検 査 項 目	金 額
一般定期健康診断	円
既往歴及び業務歴調査（問診票による）	
自他覚症状、内科診察	
身長、体重、標準体重、肥満度、BMI、視力、聴力、腹囲の検査	
血圧の測定	
尿検査（糖及び蛋白）	
採血（赤血球数、血色素量、GOT、GPT、γ-GTP、LDLコレステロール、HDLコレステロール、トリグリセライド、空腹時血糖、クレアチニン）	
特定業務従事者健康診断	円
既往歴及び業務歴調査（問診票による）	
自他覚症状、内科診察	
身長、体重、標準体重、肥満度、BMI、視力、聴力、腹囲の検査	
血圧の測定	
尿検査（糖及び蛋白）	
採血（赤血球数、血色素量、GOT、GPT、γ-GTP、LDLコレステロール、HDLコレステロール、トリグリセライド、空腹時血糖、クレアチニン）	
胸部エックス線撮影	円
心電図	円
胃部エックス線撮影	円
便潜血反応検査（2回法）	円
子宮頸がん検診	円
骨粗しょう症検査、骨密度検査	円
乳房マンモグラフィー	円
乳房超音波検査	円

※ 上記単価は、一人当たりの金額

- 6 契約保証金 免 除

上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

発注者 住所 神奈川県横浜市西区高島一丁目 1 番 2 号
氏名 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
契約職 理事長代理 甲川 壽浩 印

受注者 住所
氏名 印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする業務契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 2 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 5 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 7 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 前項の秘密保持業務は、本契約終了後も継続するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

- 2 受注者は、業務の主体的部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(監督員)

第4条 監督員は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構総務部長とし、発注者は変更が生じた時は受注者に変更を通知するものとする。

- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもののほか、契約の履行についての受注者又は第7条に規定する代理人に対する指示、承諾又は協議に係る権限を有する。
- 3 この契約書に定める書面の提出は、次条に規定する現場監督員を経由して行うものとする。この場合において、現場監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場監督員)

第5条 監督員は、監督等業務を行わせるため、現場監督員を定め書面をもってその職名又は氏名を受注者に通知しなければならない。これを変更したときも同様とする。

(検査及び料金の請求)

第6条 受注者は、毎月の業務が完了したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。
- 3 受注者は検査の結果、不合格となった場合は、検査職員の指示に従い遅滞なく必要な措置を講じ、再度検査を受け、本業務を完了させなければならない。
- 4 前項の場合において生じる一切の費用は受注者の負担とする。
- 5 受注者は、発注者の検査終了後、料金を発注者に請求するものとする。

(料金の支払い)

第7条 発注者は、受注者から適法な請求書を受領した日から30日以内に料金を支払うものとする。

(遅延利息)

第8条 発注者の責めに帰すべき事由により、第7条の規定による支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(業務の内容又は条件の変更)

第9条 発注者は、特に必要と認めるときは、業務の内容又は条件等を変更することができる。この場合において、契約単価を変更する必要があるときには、書面により発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(発注者の解除権)

第10条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく業務を実施すべき時期を過ぎても業務を実施しないとき。
- 二 第12条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- 三 前号の場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、受注者は、頭書5に定める一人当りの金額の40倍に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第11条 発注者は、前条第1項の規定にかかわらず、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第12条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反により業務を実施することが不可能となったときは、契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第13条 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を直ちに発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(事故等の処理報告)

第14条 受注者は、業務の実施に伴い、事故、故障等が生じたときは、直ちにその旨を発注者に報告し、発注者と協議のうえ事故等の処理にあたるものとする。

(損害賠償)

第15条 受注者は受注者の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えたときは、当該損害の額を発注者に賠償しなければならない。

2 発注者と受注者の双方の責めに帰すべきことのできない事由により生じた損害（次条に規定する損害を除く。）における損害賠償の額（任意保険等によりてん補された部分を除く。）については、受注者の負担とする。ただし、受注者が善良な管理者の注意をしたと認められる場合に限り、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第16条 受注者は、業務の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、当該損害（任意保険等によりてん補された部分を除く。）の賠償をしなければならない。ただし、その損害のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(賠償金等の徴収)

第17条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金（以下「賠償金等」という。）を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日からその支払の日まで年5.0パーセントの割合で計算した利息を付した額を徴収する。

(紛争の解決)

第18条 この契約書の各条項において、発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服のある場合その他契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合に

において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものは発注者と受注者とがそれぞれが負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認められるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（明治23年法律第29号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金）

第19条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第3項の規定により取り消された場合を含む。）。

- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算

した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第20条 発注者又は受注者は、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 一 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 二 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 三 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 四 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 五 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 発注者又は受注者は、自らまたは第三者を利用して、暴力を用いる不当な要求行為、脅迫的な言動、風説の流布、偽計または威力を用いて、発注者又は受注者の信用を毀損し、または業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行わないことを確約する。
- 3 発注者又は受注者は、発注者又は受注者が前各項に違反し、または第1項の規定に基づく表明および確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、取引の継続が不適切であるときは、何らの催告なしに直ちにこの契約を解除することができる。なお、発注者又は受注者は、発注者又は受注者に対する損害賠償の請求を妨げない。
- 4 発注者又は受注者は、自らが暴力団員等に該当しもしくは第1項各号のいずれか一つに該当したとき、または前項により、発注者又は受注者がこの契約を解除したときは、発注者又は受注者に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済するものとする。
- 5 発注者と受注者との間の訴訟において、第1項に定める表明及び確約の違反が問題となる場合、表明及び確約した者が立証責任を負い、表明及び確約の違反の事実について真偽不明の場合には、表明及び確約の違反に関する事実が存在するものとする。

(補則)

第21条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。